

事務連絡  
令和3年11月25日

各 都道府県 } 衛生主管部（局） 御中  
市区町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る 予防接種（追加接種）について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者支援施設等に入所・入居する者（以下「入所者等」という。）や従事者への1回目及び2回目の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」（令和3年4月5日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）等において、お示ししてきたところです。

今般、11月15日に開催された第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種（3回目接種。以下同じ。）の実施について方針がとりまとめられたこと等を踏まえ、障害者支援施設等入所者等及び従事者への追加接種に係る体制整備等についてお示いたしますので、内容につきましてご了知いただくとともに、追加接種につきましても、引き続き、各自治体の障害保健福祉部局と衛生主管部局とが密に連携しながら、障害者支援施設等入所者等及び従事者への円滑な接種について、格段のご協力をお願いいたします。

なお、本事務連絡については、現時点での追加接種に係る情報に基づき、接種体制の整備等についてお示しするものであり、今後の検討状況により変更する可能性があることを申し添えます。

#### 記

##### 1. 障害者支援施設等入所者等及び従事者への追加接種に係る基本的な考え方

○ 障害者支援施設等入所者等及び従事者についても、一般的な追加接種に係る考え方  
に則るものであり、基本的な実施方法について具体的には以下のとおり。

- ・ 追加接種については、初回接種（1回目及び2回目接種。以下同じ。）を受けた18歳以上の者を対象に、1回行うこと。
- ・ 接種時期については、初回接種の完了から原則8か月以上後とすることとしており、初回接種時における高齢者や基礎疾患を有する者等の接種順位のような取扱いはないこと。

- 障害者支援施設等入所者等及び従事者への追加接種に係る体制整備については、初回接種時と同様、都道府県の協力を得ながら、各市町村の障害保健福祉部局と衛生主管部局とで連携し、体制を確保すること。

また、接種体制の確保にあたっては、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」（令和3年4月5日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）でお示ししている、障害者支援施設等に伝達すべき事項の施設等への周知や接種場所の検討、接種予定者の把握等を参考に、円滑な接種を実施できる体制を検討すること。

- 追加接種にあたっては、障害者支援施設等の従事者が勤務先施設等で住所地外接種（※）を受ける場合は、適宜施設所在市町村と施設とで調整した上で、市町村への住所地外接種届は要しないこととしても差し支えないこと。

（※） 原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情により住民票所在地以外において接種を受ける場合は、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うこととなっている。

## 2. 障害者への追加接種に係る合理的配慮等について

- 追加接種にあっても、障害者に対する接種が円滑に行われるよう「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和3年3月3日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供の事例について（情報提供）」（令和3年10月19日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）においてお示している、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例や自治体における障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する取組事例等を参考に、衛生部局や障害保健福祉部局等において連携を図りながら、様々な障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう検討を行うこと。

## 3. 関係事務連絡等

### 【接種体制整備関係】

- ・「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」

（令和3年4月5日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000765501.pdf>

（別添） <https://www.mhlw.go.jp/content/000765508.pdf>

（別紙） <https://www.mhlw.go.jp/content/000765509.pdf>

- ・「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」

（令和3年11月16日厚生労働省健康局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857761.pdf>

※「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（5版）」第5章追加接種2（2）「イ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の確保」を参照すること。

【合理的配慮関係】

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」  
(令和3年3月3日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000748172.pdf>
- ・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について」  
(令和3年4月13日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000768627.pdf>
- ・「新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について」  
(令和3年4月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000775161.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供の事例について（情報提供）」  
(令和3年10月19日厚生労働省健康局予防接種室ほか連名事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000845945.pdf>

以 上